

半田市告示92号

次の表の左欄に掲げる者に送達すべき同表の右欄に掲げる書類は、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、半田市（総務部税務課）に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年10月8日

半田市長 久世 孝宏

書類の送達を受けるべき者	送達すべき書類
NGUYEN NHAT MINH	令和 7 年度市民税・県民税納税通知書 1 通